

公益社団法人日本ボクシング連盟 令和6年度定時総会議事録

1	招集決議年月日	令和 6年 5月 29日 (水)		
2	召集通知年月日	令和 6年 6月 6日 (木)		
3	開催年月日及び時刻	令和 6年 6月 23日 (日) 13時00分		
4	開催場所	味の素ナショナルトレーニングセンター1階 大会議室		
5	出席・資格確認	正会員 47名中	出席 31名 (うち代理出席11名)	
			委任 16名	
			欠席 16名	
			<u>議決権数</u> 47名	
	理事	22名中	出席 15名	
			欠席 7名	
	監事	2名中	出席 1名	
			欠席 1名	
	事務局		出席 6名	
	オブザーバー		出席 3名	

6 議事の経過の要領及び議案審議の結果

開会 (13時00分)

定款第18条第1項により仲間達也専務理事が議長となった。議長は、本総会は適法に成立した旨を宣した。次いで定款第23条2項により、議長および千葉県塚本路明氏、滋賀県稲田庄太郎氏が署名人となることが報告され、書記には大政邦弘理事、林田豊理事が指名された。社員総会規則第5条第2項により事務局及び顧問弁護士の出席が報告され議案の審議に入った。

(1) 審議・審議事項

1. 令和5年度決算報告(案)並びに令和5年度事業報告(案)に関して

この件について、事務局より説明があり、審議の結果、下記のとおり議決された。

記

- ① 令和5年度決算報告について賛成多数で可決する。
- ② 令和5年度事業報告について賛成多数で可決する。

以上

2. 定款変更に関して

この件について、事務局より別紙資料1のとおり説明があり、審議の結果、下記のとおり議決された。

理事数の変更について、次のような意見があった。

- ・ブロック理事数を復活させたい意見もある。今まで通りの理事数で良いのではないかと考える。
- ・公益化する中でスポーツ庁から指導を受けている。他競技の理事も減員している。公益化には賛成しているのに、理事数減員に反対する理由を聞きたい。その主旨について決をとる前に説明するべきであった。
- ・各ブロックの意見が反映されるのであれば、減らしても良い。

記

- ① 定款名の変更について、賛成3分の2以上で可決する。
- ② 名称の変更について、全会一致で可決する。
- ③ 事業の変更について、全会一致で可決する。
- ④ 役員設置の理事数について、賛成3分の2以下で否決する。
(賛成31票、反対16票)
- ⑤ 役員設置の副会長数について、全会一致で可決する。
- ⑥ 役員設置の名誉会員について、賛成3分の2以上で可決する。
(決議前に1名退席し採決棄権、総議決件数46票で審議 賛成31票、反対15票で可決)

以上

3. 現役員任期満了に伴う新役員選出

この件について、事務局より説明があり、役員候補者選考委員会で選考された理事候補者17名及び、監事候補者2名と、社員提案権行使によって推薦された理事候補者12名について、一人一人個別に審議が行われた結果、下記のとおり新理事と新監事が選出された。

新役員選出について、次のような意見があった。

- ・社員提案権の行使は、法律に則ってはいるがマナー違反と感じる。総会を前に解決して欲しかった。選考委員会で漏れた方をここで審議する正当な理由を聞きたい。
- ・社員提案権を行使し、各社員（都道府県の正会員）が今回の様に多くの候補者を推薦してきた場合相当数（下手をすると100人を超える）の推薦者となるが、どのように選考するのか。
- ・選考委員会で漏れた方は他にもいる。社員提案権行使で12名だけを審議するのは不公平ではないか。法に則った審議とは理解しているが、選考委員会で選出されなかった場合のために保険をかけておくような行為は、モラル的にどう考えるべきか。
- ・役員候補者の選出については、内閣府から「役員候補者選考委員会」で選出された者だけで良いのではないか。選考委員会で漏れた候補者を再度選考して欲しいというのは如何なものかと思う。
- ・法に則っている。違法なことはできない。

・6年前の役員選出に不信感を持っている。前回もそうだが役員選出に納得できていない。今回は、選考委員会提出と、社員提案権と2つの方法で推薦を行い、保険をかけたような形になった。信頼関係が築けていないことを理解してほしい。

・お互いの意見は平行線である。この社員2名は社員提案権を下ろすことはないと考えられる。法の穴を突いているがこの提案権は尊重しなければならない。淡々と進めることを提案する。

4. 選考方法の決議 賛成多数で可決

内容

- ・役員選考委員会決定理事候補者及び監事から投票する。次に社員提案権の候補者の順で投票する。
- ・賛成だけの挙手を採用する。反対、保留は認めない。
- ・賛成の挙手のみカウントする。
- ・賛成過半数以下は否決する。
- ・得票数順位で24名以内の理事数を選考する。

記

選出理事（敬称略・順不同）

1	本 博国	賛成	46	反対	1	可決
2	木村 吏	賛成	47	反対	0	可決
3	杉崎 正明	賛成	28	反対	19	可決
4	大政 邦弘	賛成	30	反対	17	可決
5	廣澤 倫明	賛成	44	反対	3	可決
6	岩崎 友基子	賛成	29	反対	18	可決
7	安川 浩樹	賛成	30	反対	17	可決
8	細野 光史	賛成	32	反対	15	可決
9	井崎 洋志	賛成	29	反対	18	可決
10	池端 敬介	賛成	30	反対	17	可決
11	金子 浩美	賛成	31	反対	16	可決
12	須佐 勝明	賛成	46	反対	1	可決
13	関口 孝	賛成	27	反対	20	可決
14	林田 豊	賛成	30	反対	17	可決
15	仲間 達也	賛成	31	反対	16	可決
16	鈴木 遥香	賛成	30	反対	17	可決
17	鬼頭 茉衣	賛成	35	反対	12	可決
18	石橋 正敏	賛成	20	反対	27	否決
19	梅村 愛	賛成	20	反対	27	否決

20	小山田 裕二	賛成	24	反対	23	可決
21	村橋 薫	賛成	21	反対	26	否決
22	田中 亮明	賛成	22	反対	25	否決
23	梅下 新介	賛成	23	反対	24	否決
24	山口 壯	賛成	22	反対	25	否決
25	清水 智信	賛成	22	反対	25	否決
26	岩尾 聡士	賛成	19	反対	28	否決
27	篠原 宏和	賛成	21	反対	26	否決
28	安田 雅一	賛成	20	反対	27	否決
29	相馬 博光	定年のため候補出来ない				

選出監事（敬称略）

1	高橋 直子	賛成	47	反対	0	可決
2	梅村 愛	賛成	21	反対	26	否決

(2) 報告事項

4. オリンピック最終予選報告
5. 各委員会報告（資料供覧）
6. その他
 - ・ BOXEについて
 - ・ 全国大会開催地会長からの挨拶

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、17:10に閉会した。
 以上の決議を明確にするために、この議事録を作成し、定款第23条に従い議長及び出席した正会員2名が議事録署名人としてこれに署名押印する。

令和 6 年 7 月 10 日

議長・議事録署名人

仲間 達也



議事録署名人

塚本 路明



議事録署名人

稲田 庄太郎



定款名の

定款名

旧
一般社

(名称)

旧

第1条
対して

(事業)

旧

第4条
人日本
クシン

(法人)

旧

第6条
(1)
を代表
(2)
(3)
(4)
て推薦

(経理)

旧

第8条
になっ
務を負

(役員)

旧

第2条
(1)
(2)
2
3
理事

定款名の一部改正新旧対照表

定款名

旧	新
一般社団法人日本ボクシング連盟 定款	公益社団法人日本ボクシング連盟 定款

(名称)

旧	新
第1条 この法人は、一般社団法人日本ボクシング連盟と称し、外国に対しては JAPAN BXING FEDERATION (略称 J A B F) と称する	第1条 この法人は、公益社団法人日本ボクシング連盟と称し、外国に対しては JAPAN BXING FEDERATION (略称 J A B F) と称する

(事業)

旧	新
第4条 (10) 我が国のアマチュアボクシング界を代表して、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び国際ボクシング連盟 (AIBA) 等に加盟すること並びにその事業への協力	第4条 (10) 我が国のアマチュアボクシング界を代表して、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び国際ボクシング連盟 (IBA) 等に加盟すること並びにその事業への協力

(法人の構成員)

旧	新
第6条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、加盟団体を代表する者 (2) 普通会員 この法人の目的に賛同し事業に協力する個人 (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体 (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、総会の決議によって推薦された者。	第6条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、加盟団体を代表する者 (2) 普通会員 この法人の目的に賛同し事業に協力する個人 (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体 (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、総会の決議によって推薦された者。また、名誉会員のうち、会長(一般法人上の代表理事)経験者を、名誉会長と呼称することができる。名誉会員と同様、名誉会長は、総会や理事会に対して一切の権限は持たない。

(経費の負担)

旧	新
第8条 その法大の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、 会員になったとき及び毎年、 会員は、 総会において別に定める額を支払う義務を負う。	第8条 <u>会員は、</u> 会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(役員の設置)

旧	新
第26条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 15名以上24名以内 (2) 監事 2名以上3名以内 2 理事のうち、1名を会長、 1名 を副会長、1名を専務理事とする。 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。	第26条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>10名以上20名以内</u> (2) 監事 2名以上3名以内 2 理事のうち、1名を会長、 <u>若干名</u> を副会長、1名を専務理事とする。 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

